

(案)

# 逗子市文化振興基本計画

<平成 26 年度改訂版>

～「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」に向けて～

逗子市教育委員会



## 文化振興基本計画 目次



# 目 次

## I 計画の前提

1. 基本的な考え方	.....	3
(1) 計画策定の経緯	.....	3
(2) 計画の目的	.....	4
(3) 計画の構成と位置づけ	.....	4
(4) 計画の期間	.....	4
2. 文化振興に取り組む背景	.....	5
(1) 文化の拠点となる施設の整備から次のステップへ	.....	5
(2) 社会環境の変化	.....	5
(3) まちづくりによる文化の重要性	.....	6
3. 現状と課題	.....	7
(1) 現状	.....	7
(2) 課題	.....	8

## II 計画体系

1. 目標と基本方針	.....	10
(1) 目標	.....	10
(2) 基本方針	.....	10
2. 施策の体系	.....	11

3. 施策の柱と基本施策展開の方向性	.....14
(1) 地域文化の担い手の育成 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">～市民が継承し、創造し、発展させる～</span>	.....14
(1) -① 子どもたちの文化創造体験の拡充	
(1) -② 市民のアートリテラシーの向上	
(1) -③ 地域文化振興の担い手育成	
(2) 市民文化活動の活性化 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">～市民の主体的活動をより豊かに～</span>	.....16
(2) -① 市民文化活動への支援の拡充	
(2) -② 市民による市民のための文化振興の仕組みづくり	
(2) -③ 市民参画・協働型事業の充実	
(3) 文化芸術に接する機会の拡充 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">～すべての市民が文化にふれあうように～</span>	.....18
(3) -① 鑑賞機会の拡充	
(3) -② 体験や参加、参画機会の充実	
(3) -③ 文化芸術に触れる機会の少ない人へのアプローチ	
(4) 文化資源の活用による地域づくり <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">～逗子の文化力を活かす～</span>	.....20
(4) -① 逗子の歴史的資産、伝統文化の継承と発展	
(4) -② 豊かな自然環境の活用	
(4) -③ 人的資源の発掘と連携	
(5) 文化情報の収集と活用 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">～逗子アーカイブズを目指して～</span>	.....22
(5) -① 情報の収集・発信	
(5) -② 情報のネットワークづくり	
(5) -③ 逗子アーカイブズの構築	
(6) 文化振興のための環境づくり <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">～まちに文化があふれるように～</span>	.....24
(6) -① 行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備	
(6) -② 施設・設備の充実	
(6) -③ 近隣市町との交流・連携	

### **III 計画の推進にあたって**

1. 推進体制	..... 26
2. 評価組織	..... 27
3. 重点的に取り組む事業の設定	..... 27
4. 4つの重点事業	..... 27
5. 事業計画	..... 30

### **IV 資 料**

1. 用語集	..... 33
--------	----------



文化振興基本計画 本編



# I 計画の前提

## 1. 基本的な考え方

### (1) 計画策定の経緯

逗子市は、温暖な気候に加え、三方を緑の丘陵に囲まれ、南西には遠浅で波静かな逗子海岸が開け、市の中央を田越川が流れる暮しやすい土地として古くから人々に愛されてきました。このような豊かな自然環境は、心豊かな生活を営む上での基盤となり、そのことが市民の様々な文化活動へつながっています。

また、歴史的伝統的な文化の蓄積とともに、多くの文化人が逗子を愛し、生活や創作の拠点としてきた歴史、小説や映画の舞台となるまち、さらに市民の主体的な文化活動の広がりにより、文化が逗子の特徴として取り上げられるようになってきたといえます。

2001年（平成13年）に文化芸術振興基本法（以下「基本法」という。）が制定され、文化芸術を創造し、享受することは国民の権利であること、文化芸術振興施策の総合的推進や地方公共団体の文化行政における役割・責務が明文化されました。また、文化芸術が経済を発展させ、地域を活性化する力となることも指摘されました。さらに、文化政策は行政だけで担うものではなく、個人、団体、学校、企業（事業者）など様々な主体が参画・協働することにより展開する必要性も示されています。

基本法の制定を受けて、逗子市文化・教育ゾーン管理運営検討協議会等から、文化芸術活動の振興のための条例制定を求める声が出ました。2005年（平成17年）の逗子文化プラザホール（以下「ホール」という。）開館の年に「文化振興条例（仮称）検討委員会」を設置し、条例化へ向けた様々な検討が重ねられました。その過程では、市はこれまで生涯学習の枠組みのなかで文化振興に取り組んできましたが、文化を独立した行政分野として位置づけ、その振興に取り組むべきであることが指摘され、その根拠となる条例として、2009年（平成21年）に逗子市文化振興条例（以下「条例」という。）が制定されました。この条例は、文化における市民の権利を明文化するとともに、市の文化振興に関する施策の基本方針を定め、市の責務をより明確に示したものです。

その後2011年（平成23年）3月に、条例第5条に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、「逗子市文化振興基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しましたが、この度、逗子市新総合計画の策定に伴い、「基本計画」を改訂するものです。

## （2）計画の目的

この計画は、文化の担い手は市民であり、その主体性、自主性を尊重するという文化振興の基本理念を明確にするとともに、市民・団体・企業等と行政が、協働により文化振興を進めるための「指針・道標（みちしるべ）」となるものです。

また、条例第1条にあるとおり、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進することにより、文化の振興及び市民文化の創造を図り、もって心豊かな市民生活の実現に寄与することを目的としています。

## （3）計画の構成と位置づけ

基本計画は、条例第5条に基づき、文化振興を総合的かつ計画的に推進するための体系や施策を示すものです。

また、基本計画の策定にあたっては、逗子市総合計画基本構想・実施計画（以下「総合計画」という。）及び逗子市まちづくり基本計画（以下「まちづくり基本計画」という。）との整合に留意するとともに、その推進にあたっては、他の関連する個別計画との連携を図ります。

## （4）計画の期間

基本計画の計画期間は、2011年度（平成23年度）から2018年度（平成30年度）までの8年間とし、2014年度（平成26年度）中間見直しを行いましたが、新総合計画が2015年度（平成27年度）から始まり、実施計画が2022年度（平成34年度）までの8年間であることから、整合性を図るため、基本計画についても計画期間を2022年度（平成34年度）まで延長し、必要に応じて再度見直すこととします。

## 2. 文化振興に取り組む背景

### (1) 文化の拠点となる施設の整備から次のステップへ

市民の文化活動の場としては、旧市民体育館・図書館及び図書館ホール・図書館分室・逗子小学校の建替により複合施設を整備する「文化・教育ゾーン（現逗子文化プラザ）整備事業計画」により、活動の中核的施設の整備が実現することになりました。

2004年度（平成16年度）から逗子小学校、図書館、ホール、市民交流センターが順次開館し、最終的には2009年度（平成21年度）にフェスティバルパークが完成、文化プラザ全施設がオープンとなりました。そして、2014年度（平成26年度）からは、市の行財政改革ロードマップに従い、ホールが指定管理者制度に移行し、2015年度（平成27年度）からは市民交流センターも指定管理制度に移行します。

市中心部の文化施設整備が進み、各地域の地域活動センター、コミュニティセンター（旧公民館：平成27年度より名称変更）、体験学習施設スマイル等が以前から地域の文化活動の拠点となっていることと併せ、活動の多様化に対応しています。

今後も、各地域の活動拠点の更なる活性化と、文化プラザを核施設と位置付けた市中心部の活性化を同時に実現することが一層求められています。

### (2) 社会環境の変化

物質的豊かさから心の豊かさへといわれはじめてから既に長い時間が経過していますが、その後も人々の多忙な暮らししぶりは、あまり変化していないように見受けられます。

逗子市においても、文化を創造し、享受する環境が十分に整っているとはいえない。逗子の文化環境を考えるとき、東京、横浜などへの通勤者のベッドタウンという性格を持つまちであることを十分考慮する必要があります。

そして少子高齢社会の到来による人口の減少により社会に占める高齢者の存在が大きくなってきており、心豊かで生きがいに満ちた生活が送れるよう、文化活動に積極的に参加できる仕組みづくりが必要です。

また、子どもたちは次世代の文化の担い手であり、その子どもたちの数が減少していることは、文化の継承、新しい文化の創造などの面から文化振興にとっても大きな課題と考えられます。

これからは、子どもたちがより一層文化に目を向けることができるような働きかけや仕組みづくりをしていく必要があります。これには、学校教育との連携が不可欠です。

さらには多様な文化的背景を持った市民が互いに尊重し、認め合いながら交流する多文化の共生も求められています。特に、超高齢化社会を迎える、高齢者や障がい者も等しく文化を享受できる機会を提供していくことが課題です。

これらに加えて、世界的な経済の停滞、地球環境問題の顕在化など、地球規模での環境の変化の中で、私たちが直接関わるものとして男女共同参画やバリアフリー\*、ユニバーサルデザイン\*など、一人ひとりの人権を尊重しながら、福祉的な視点も併せた、人にやさしい社会の実現が常に求められています。

心豊かな活力ある社会の形成に、文化や芸術が果たす役割は欠かせません。そして、生活文化は日常の暮らしから生まれ、そこから発展、昇華した芸術などによって、生活が革新され癒されるという双方向性をもっています。

かつてのような経済成長が望めない時代、都市（地域）アイデンティティ\*の形成、地域に新たな価値を創造するものとしても、改めて文化や芸術が注目されています。

からの文化は、市民の生活の質、地域の活力などにもつながる非常に重要な役割を担うものとなり、よりその価値が高まると考えられます。

### （3）まちづくりにおける文化の重要性

文化や芸術は、人々の創造性を育み、相互に理解し尊重し合う場を提供しながら、一方で多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。

今後、文化は、国際化や情報化が急速に進む中で人々の自己認識の基点として、また、地域の個性創造の基点として、その役割が高まっていくことでしょう。

文化活動の主体は市民にありますが、文化は人やまちの潜在能力を引き出すものであり、地域の価値を創造し、広く伝えるものでもあります。したがって市としてその取り組むべき課題と事業の位置づけを明確にすることには、大きな意味があるものと考えています。

こうした考えに基づいて「文化都市・逗子」をビジョンとして掲げ、子どもから高齢者まで、だれもが文化を創造し、享受できる取り組みを行っていくものです。

\* \*印のついた用語については、P.33 用語集に解説があります。

### 3. 現状と課題

#### (1) 現状

##### ①ホールにおける文化事業展開

○2014年度（平成26年度）からホール及び市立体育館（逗子アリーナ）が指定管理者制度に移行したことから、文化振興課とスポーツ課が統合して文化スポーツ課となりました。

○ホールにおける自主文化事業については、指定管理者が事業全体のバランスや収支を考慮しながら市民ニーズを捉えて企画・実施します。文化振興所管課は、定期的なモニタリングを行うことで指定管理者を指導し、市民が文化芸術に接する機会を拡充します。指定管理者と市が協力して文化事業を展開していきます。

○逗子文化プラザ（ホール、図書館、市民交流センター、逗子小学校）（以下「文化プラザ」という。）は、複合施設として、文化と生涯学習が相乗効果をあげながら、三浦半島地域の文化拠点の一翼を担い、情報発信を行っています。

##### ②生涯学習行政の一環としての文化振興の推進

○市民や市民団体が自由な意思に基づき、文化活動の発表・展示・研究会の開催などを行っています。お互いに交流することで、地域の文化に触れ、新たな地域文化がつくられています。

○文化プラザを中心に、市民や市民団体による文化活動が展開されてきています。また、地域活動センター、コミュニティセンター及び体験学習施設スマイルが、それぞれの地域の文化活動の拠点となっています。

○2013年度（平成25年度）には『プレ・アートフェスティバル』を開催し、長期にわたり文化教養活動の発表の場であった逗子市文化祭も含めて、市民によるさまざまな文化活動を一つ傘の下にまとめ、広報活動等の支援を行いました。2014年度（平成26年度）には『逗子アートフェスティバル』として、規模を拡大して開催しました。そのほかにも、各種講座の開催などにより、市民の文化教養活動を支援しています。

○生涯学習は、個人の自己実現の手段であると同時に、地域文化を発展させる原動力となっています。

○市民や市民団体の自主的な文化活動に対しては、活動環境を整備・充実するため、市民交流センター内に「市民活動スペース」を設置しています。

##### ③まちづくりにおける文化振興の現状

○次のようなことについて、現状では十分とはいえません。

- ・まちづくりの中での文化の果たす役割の整理、活用
- ・豊かな自然や文化的基盤・人材の活用

- ・歴史的資産や伝承文化の保存、継承
- ・ゆっくり歩ける歩道や自転車道の確保

○旧保養別荘地の面影や歴史ある建物などが減少し、独特の趣や文化の薫りを感じにくいまち並みになっています。

○新たな土地開発や宅地の細分化などによりまちの縁やゆとりが減少し、景観的な魅力が減少しています。

## (2) 課題

(1) の現状及び「逗子市の文化振興に関するアンケート調査」(IV資料及び別冊アンケート調査報告書参照) から、次のような課題が挙げられます。

### ①地域文化を支え、発展させていく活動基盤が弱い。

各地域において、様々な文化活動が展開されていますが、担い手の育成など、地域文化の今後の継承や発展を促す、より一層の努力が必要です。

### ②市民文化活動をより一層活性化するための環境充実が必要。

文化活動の多様化に応じた支援制度や、文化振興の仕組みづくりなど、活性化のための環境の充実が必要です。

### ③文化芸術に接する機会がもてない人がまだ多くいる。

文化芸術に興味があっても、接する機会のない人たちに、鑑賞機会や参加・参画などの様々な機会の提供が求められています。

### ④地域にある文化資源が十分に活かされていない。

市内にあふれる豊かな自然や文化的基盤・人材などの文化資源の活用方法等を検証、実践していくことが必要です。

### ⑤文化情報の集積や伝達が十分になされていない。

現状で行われている地域での文化活動を活かしながら、文化情報の集積や伝達方法について、検証していく必要があります。

### ⑥文化振興のための環境整備が十分でない。

文化振興のために必要な行政内部の推進体制や、近隣の市町との連携体制を整備する必要があります。

これらの課題から、逗子の特徴である自然環境と市民の創造的な文化活動を活かして、さらに魅力と活力と発信力のある「文化都市・逗子」を創ることが、大きな課題として見えてきます。このことから、基本計画の「目標」と「基本方針」を次のとおり設定します。

## II 計画体系

### 1. 目標と基本方針

逗子の大きな文化的資産であり、市民の8割以上が逗子の魅力として認識している自然環境と、ソフトパワー\*ともいえる市民の創造的な営みである文化活動を融合し、逗子らしい、活力のあるまちを創っていくことを、基本計画の目標としていきます。

#### (1) 目標

##### 目標 … 「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」

文化芸術は、生活に潤いや刺激を与え、人の心を豊かにします。

共感や連帯感も生まれます。新たな付加価値を生み出すなど、地域社会にとっても多様な可能性を秘めています。

逗子の恵まれた自然環境と文化資源を背景に生まれる個性的で多彩な文化・芸術の力で、活力あるまち（地域社会）の発展を目指します。

#### (2) 基本方針

目標の達成に向けて、様々な取組みを市民と協働して推進していきます。

その基本的な姿勢は、市民が主体となり、市民の手で、市民が力を発揮して、実現していくことであると考えます。

##### 基本方針 … 「地域の文化を市民の手で拓く」

逗子の潜在的な文化資源を掘り起こし、

市民が主体となり、地域の文化を育み、

まちが文化を活かし、文化がまちを活かす地盤をつくっていきます。

## 2. 施策の体系

目標の達成にむけて、6つの施策の柱を立てて取り組みます。施策の柱ごとに基本施策を設定し、具体的な施策や事業を体系的に推進していきます。これからの関係を示したのが次図です。

### ○「施策の柱」

目標として掲げた「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」を目指し、具体的施策を束ねる柱として6本の柱を設定しました。

### ○「基本施策」

施策の柱をより具体的に表したものです。

但し、施策内容の詳細については、事業化の段階で詰めていくものとし、施策の柱として掲げた内容の具現化の方向性を示しています。

基本施策の中には、既に実施しているものも含まれており、各々内容の見直し等を行っています。

# 施 策 の 体 系

目 標

基本方針

施策の柱

文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現

地域の文化を市民の手で拓く

(1) 地域文化の担い手の育成  
～市民が継承し、創造し、発展させる～

(2) 市民文化活動の活性化  
～市民の主体的活動をより豊かに～

(3) 文化芸術に接する機会の拡充  
～すべての市民が文化にふれあうように～

(4) 文化資源の活用による地域づくり  
～逗子の文化力を活かす～

(5) 文化情報の収集と活用  
～(仮称) 逗子アーカイブス\*を目指して～

(6) 文化振興のための環境づくり  
～まちに文化があふれるように～

## 基本施策

- ①子どもたちの文化創造体験の拡充
  - 学校教育と連携しながら、子どもたちに対する芸術に触れる機会や文化・芸術教育を充実させます。
  - 地域において多世代との交流を通じた、地域の文化体験など、地域生活における文化接触を豊かにしていきます。
  - ホール自主文化事業において創造体験ができる機会を充実させます。
- ②市民のアートリテラシー\*の向上
  - 逗子の伝統文化、歴史的資産はもとより、様々な文化に関する教養講座等を実施し、市民の文化に対する興味や知識を向上させます。
  - 学ぶこと創造すること、市民協働を進めながら、生涯学習と文化振興を連携させ、幅広い視野や包容力ある人材を育みます。
  - 団塊の世代が地域に戻り、地域文化活動に参画していくような機会を設定していきます。
  - 地域において、文化事業の企画や制作や運営を担ったり、専門知識や技能を発揮したり、ボランティアで参画したり、地域文化を推進していく人材の育成に取り組みます。
  - 青少年や若年層の活力を積極的に取り入れます。
  - 市民、来訪者に関わらず、市内で文化活動を行う人々の参画と参加により、交流のなかで、文化活動を活性化します。
  - 市民に文化活動のための場と機会（時間）を提供し、市民と行政の役割を明確にした上で、市民文化活動の活性化のための協働を進めます。
  - 文化活動をしていく上での相談や助言を行う仕組みや、支援や協働による活動の実現や拡大につながる仕組みを整えていきます。
  - 文化事業の企画運営について、市民が専門的知識や技術の習得が可能となるよう支援します。
  - 活動の目標や願いによる事業及び専門性をより高めていくための機会を設けるなど、支援を行います。
- ③地域文化振興の担い手育成
  - 個人や既存の文化団体との連携を図りながら、プラットフォームとなる中間支援組織の育成や、文化NPOの支援などにも取り組みます。
  - 市民自らが企画・参加し、地域文化を振興し、地域を活性化していく仕組みづくりを進めます。
  - 世代間交流ができるような文化事業を実施します。
  - 事業の企画案、運営スタッフの市民公募などにより、市民参画・参加を促進します。
  - 市民の企画力、運営力をより一層高めていく支援を行います。
  - 市民主導型のホール自主文化事業を積極的に実施し、事業の充実を図ります。
- ①鑑賞機会の拡充
  - 市民ニーズにあった多彩な鑑賞型事業を実施します。  
(一文削除)
  - 市民の企画による事業を募集、協働にて実施します。
- ②体験や参加、参画機会の充実
  - 文化プラザホールにおいて鑑賞型事業の実施に合わせ、そのテーマに沿った各種講座やワークショップを実施します。
  - 市内公共施設等において、各種講座事業を実施します。
- ③文化芸術に触れる機会の少ない人へのアプローチ
  - 自主文化事業の内容に合わせて対象や方法を工夫しながら、PR活動を行います。
  - 自主文化事業の実施場所をホールに限定せず、積極的にアウトリーチ事業として実施することにより、ホールに来館できない方へも文化・芸術を広めていきます。
- ①逗子の歴史的資産、伝統文化の継承と発展
  - 市内に残る伝統文化などの継承を支援します。
  - 継承すべき文化の中から、どのように継承するかなど、協働により検証していきます。
- ②豊かな自然環境の活用
  - 逗子の自然環境についての学習・保全・啓発につながる文化活動を推進します。
  - 様々な映像作品のロケ地として利用される逗子を、より一層発信していくため、フィルムコミッション事業やロケ地観光などを促進していきます。
  - 自然環境を活かした文化活動を推進します。
- ③人的資源の発掘と連携
  - 地域に根ざした様々な分野のアーティストや専門家を発掘します。  
(一文削除)
  - 様々な人的資源をつなぐネットワークづくりを進めます。
- ①情報の収集・発信
  - 他市の文化施設での催し等の情報を、文化プラザホール及び市民交流センターでも手軽に取得ができるよう情報の収集に努めます。
  - 各メディアに積極的に情報発信を行います。
  - 新しいメディアを活用した情報提供の検討を行います。
- ②情報のネットワークづくり
  - 国際的な文化交流等も視野に入れ、近隣市町などの公共ホール、劇場、美術館、アートイベントなどとの連携を模索します。
  - 市内の文化活動団体の交流支援をしていきます。
- ③逗子アーカイブズの構築
  - 点在する文化資源情報の収集・整理を進めるための基盤づくり（収集・整理に必要な知識の蓄積等）を、市民と協働で行います。
  - 文化資源情報の収集・整理の方法について検討します。
  - 文化資源情報を整理し、将来的にはデジタル化、アーカイブ化により、市民に活用しやすくします。
- ①行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備
  - 文化振興所管課を中心として、関係部署との協力・連携を強化します。
  - 文化を軸とした、行政の一貫的、組織横断的な推進体制の確立を目指します。
- ②施設・設備の充実
  - ホールの管理運営について、多くの市民の意見を取り入れながら、改善を図ります。
  - パリアフリーやユニバーサルデザイン等、誰もが利用しやすい環境づくりのため、施設や設備の計画的な修繕・改修に努めます。
  - まちなかに点在する空きスペースや休眠中の市の施設等の情報収集・発信に努めます。
- ③近隣市町との交流・連携
  - 文化プラザが地域の文化活動、創造的活動の拠点となり、他の隣接市町との交流・連携を進めます。

### 3. 施策の柱と基本施策展開の方向性

#### (1) 地域文化の担い手の育成 ～市民が継承し、創造し、発展させる～

市民が、その地域の自然や歴史などの文化に対する理解を深めるとともに、地域文化の大切さを知り、担い手を育成していくことにより、次の世代への文化の継承だけでなく、新たな文化の創造へつながっていきます。

年齢や経験に関わらず、一人でも多くの人に文化に関心を持ってもらい、活動に参加してもらうとともに、企画・制作、運営や情報提供など、地域文化振興に必要な専門知識をもった市民を増やしていきます。

また、子どもたちが様々な文化に触れ、文化に興味を持つことは、自らの文化活動への取組み意欲の促進にもつながります。青少年期の文化に関する様々な体験は、生涯にわたる関心と、より深い理解の礎となります。

##### (1) -① 子どもたちの文化創造体験の拡充

子どもたちは、吸収力がとても旺盛で、様々な文化に触れることで、文化に興味を持ち、それをきっかけとして生涯にわたり文化活動を続けてくれる可能性を持っています。

子どもたちの文化創造体験の機会を増やし、次代の文化の担い手を育成していきます。

- 学校教育と連携しながら、子どもたちに対する芸術に触れる機会や文化・芸術教育を充実させます。
- 地域において多世代との交流を通じた、地域の文化体験など、地域生活における文化接触を豊かにしていきます。
- ホール自主文化事業において創造体験ができる機会を充実させます。

(例)

- 小中学校でのアウトリーチ活動の実施
- 子どもを対象とした市民企画等に対する支援、協力
- 『逗子こども能』をはじめとする体験型事業の実施

※実施済又は実施中（計画を含む）事業及び施設等の固有名詞は（例）の中に『　』で表示します。  
(次項目以降も同様)

## (1) -② 市民のアートリテラシー\*の向上

歴史ある文化、先端的な文化、あるいは様々な地域の文化など、多様な文化を知り、理解し、創造する心や技、能力を高めていくことが多文化共生のために必要であるとともに、地域の文化を活性化していくことにつながります。文化芸術に対するリテラシー(基礎活用力)を高めるための取り組みを進めます。

- 逗子の伝統文化、歴史的資産はもとより、様々な文化に関する教養講座等を実施し、市民の文化に対する興味や知識を向上させます。
- 学ぶことと創造すること、市民協働を進めながら、生涯学習と文化振興を連携させ、幅広い視野や包容力ある人材を育みます。
- 団塊の世代が地域に戻り、地域文化活動に参画していくような機会を設定していきます。

(例)

- ・市民の主体的な参加による『逗子アートフェスティバル』の実施
- ・市民による文化事業への後援、協力
- ・文化に関する講座（文化講座・『ずし練習塾』等）の実施

## (1) -③ 地域文化振興の担い手育成

年齢や経験に関わらず、一人でも多くの人が文化の担い手になっていくことが重要です。市民による、地域に密着した地域の文化振興を目指します。

- 地域において、文化事業の企画や制作、運営を担ったり、専門知識や技能を発揮したり、ボランティアやサポーターで参画したり、地域文化を推進していく人材の育成に取り組みます。
- 青少年や若年層の活力を積極的に取り入れます。
- 市民、来訪者に関わらず、市内で文化活動を行う人々の参画と参加により、交流のなかで、文化活動を活性化します。

(例)

- ・文化事業への市民参画・参加の促進
- ・文化ボランティアの育成
- ・『逗子市文化祭』や市民企画等を統合した『逗子アートフェスティバル』の実施

## (2) 市民文化活動の活性化

～市民の主体的活動をより豊かに～

市民の文化活動は、心の豊かさや充足感を得るだけなく、活力に満ちた社会や個性豊かな地域の形成など、様々な形で地域などにも還元されます。市民個人や団体の活動は、その活動だけにとどまることなく、他の団体等との交流や市民一般への鑑賞や体験の機会を持ったり、障がい者など文化との接触に困難を伴う市民に積極的に支援するなど、公益的な活動への広がりも見せてきています。それぞれの活動を高め、拡げるとともに、このような文化を通じた公益的な市民活動を支援していきます。

### (2)-① 市民文化活動への支援の拡充

見たり聞いたり、演じたりすることの得意な人はよりそれを高めることができるよう、これから始めようとする市民にはそのきっかけや継続していくことができるよう、地域文化振興に取り組もうとする市民には必要な助言や支援などによりそれが実現できるように、それぞれのニーズにあった文化活動支援の拡充に努めます。

- 市民に文化活動のための場と機会（時間）を提供し、市民と行政の役割を明確にした上で、市民文化活動の活性化のための協働を進めます。
- 文化活動をしていくまでの相談や助言を行う仕組みや、支援や協働による活動の実現や拡大につながる仕組みを整えていきます。
- 文化事業の企画運営について、市民が専門的知識や技術の習得が可能となるよう支援します。
- 活動の目標や励みになる事業及び専門性をより高めていくための機会を設けるなど、支援を行います。

（例）

- ・文化団体づくりの支援
- ・文化プラザホールにおける文化事業の相談窓口の設置
- ・『手づくり絵本講座』『市民企画講座』等の実施
- ・『社会参加・市民活動ポイント（Zen）\*制度』の活用方法の検証

## (2) -② 市民による市民のための文化振興の仕組みづくり

これまで個別で行っていた文化活動の交流連携を図ることにより、市民と市民、市民と行政とが協働する文化振興の仕組みづくりを行います。

- 個人や既存の団体との連携を図りながら、プラットフォーム\*となる中間支援組織の育成や、文化NPOの支援などにも取り組みます。
  - 市民自らが企画・参加し、地域文化を振興し、地域を活性化していく仕組みづくりを進めます。
  - 世代間交流ができるような文化事業を実施します。
- (例)
- ・プラットフォームとなるようなNPO等組織づくりの支援
  - ・個人及び新規文化団体の育成、発足の支援
  - ・『逗子アートフェスティバル実行委員会』の強化と支援充実

## (2) -③ 市民参画・協働型事業の充実

市内公共施設等が主催する文化事業の企画・運営は、市民と行政が力を合わせつくりあげていきます。

市民が現状を分析し、企画し、実現し、評価していく一連の活動を組み入れていきます。

- 事業の企画案、運営スタッフの市民公募などにより、市民参画・参加を促進します。
  - 市民の企画力、運営力をより一層高めていく支援を行います。
  - 市民主導型のホール自主文化事業を積極的に実施し、事業の充実を図ります。
- (例)
- ・『逗子アートフェスティバル』の継続実施
  - ・市民参加型の創作事業の実施（周年事業等）
  - ・市民参画・参加型事業との共催、後援、協力
  - ・市民企画等の実施

### (3) 文化芸術に接する機会の拡充 ～すべての市民が文化にふれあうように～

文化芸術を創造し、享受することは市民の権利であると条例に定められているよう  
に、すべての市民が文化芸術に触れることのできる機会を提供するように努めていき  
ます。近年は、鑑賞や自ら活動する自演活動のみならず、文化事業を企画したり、運  
営に参画したり、支援する活動などに広がってきています。また、文化芸術に触れる  
ことが困難な市民が気軽に接する機会を設けていきます。

#### (3) -① 鑑賞機会の拡充

逗子市民は東京や横浜などの周辺都市に出向いて鑑賞をすることも多いです  
が、生活の場である逗子市ならではの鑑賞機会を提供していくために、市内最大  
の文化拠点となる文化プラザホールを中心とし、その立地、機能、市民ニーズを  
踏まえ、多彩な文化事業を実施します。

- 市民ニーズにあった多彩な鑑賞型事業を実施します。
- 市民の企画による事業を募集、協働にて実施します。

(例)

- ・音楽、演劇、古典、伝統芸能などの公演の実施
- ・定期的な映画上映会の実施
- ・地域のアーティストによる公演の実施

### (3) -② 体験や参加、参画機会の充実

自らが参加し、体験することができる参加・参画型の文化活動機会を充実させていきます。それにより地域文化への関心が高まり、その担い手の育成にもつながります。

○ホールにおいて、鑑賞型事業の実施に合わせ、そのテーマに沿った各種講座やワークショップ\*を実施します。

○市内公共施設等において、各種講座事業を実施します。

(例)

- ・体験型・創造型ワークショップの実施
- ・公共施設等におけるアウトリーチ活動の実施

### (3) -③ 文化芸術に触れる機会の少ない人へのアプローチ

文化は「まずは接すること」から興味がわき、その後の様々な文化活動へ発展していきます。これまであまり文化に接する機会がなかった人に対し、いろいろな糸口から文化に触れる機会を提供することにより、文化活動を始めるきっかけづくりをしていきます。

○自主文化事業の内容に合わせて対象や方法を工夫しながら、PR活動を行います。

○自主文化事業の実施場所をホールに限定せず、積極的にアウトリーチ\*事業として実施することにより、ホールに来館できない方へも文化・芸術を広めています。

(例)

- ・市広報、イベントニュース、ウェブサイト、地元FM放送等による広報実施
- ・学校・公共施設等へのアウトリーチの実施
- ・高齢者や障がい者へのアウトリーチや観賞機会の充実
- ・『逗子アートフェスティバル』のまちなかでの実施

## (4) 文化資源の活用による地域づくり

～逗子の文化力を活かす～

逗子には、様々な歴史的資産、伝統文化があります。また、逗子のアイデンティティでもある青い海や緑豊かな自然環境といった文化的な環境もあります。さらに、古くからゆかりの作家や芸術家が暮らし、現在も各分野の専門性や学識経験を持った市民が居住されています。そしてなによりも逗子を愛するすべての市民が逗子の文化資源といえます。これら逗子の持つ文化の力を發揮して、個性と活力ある地域づくりを進めていきます。

### (4) -① 逗子の歴史的資産、伝統文化の継承と発展

文化は、過去から現在、現在から未来へ保存しながら継承するもの、創造的に発展させながら継承するもの、いずれも地域においてつないでいくことが大切です。

地域の様々な歴史的資産、伝統文化を再度検証しながら、私たちの時代のものとともに、次の世代へ継承し、発展させていきます。

○市内に残る伝統文化などの継承を支援します。

○継承すべき文化の中から、どのように継承するかなど、協働により検証していきます。

(例)

- ・市民自らが地域の歴史や伝統文化を発掘する取り組みへの支援、協力
- ・逗子ゆかりの人材の発掘・再発見と活用
- ・郷土文化教育の推進
- ・伝統文化ワークショップ等の実施

#### (4) -② 豊かな自然環境の活用

市の都市宣言は『青い海と みどり豊かな 平和都市』であり、景観計画によって、景観特性ごとに逗子の特徴を活かしたまち並みを保存しようという努力も始まりました。逗子の自然は、まちの魅力の源泉であるとともに、地域文化が生まれる背景として欠かせないものです。

この恵まれた自然環境を活かして、地域文化の活性化へつなげます。

○逗子の自然環境についての学習・保全・啓発につながる文化活動を推進します。

○様々な映像作品のロケ地として利用される逗子を、より一層発信していくため、フィルムコミッション\*事業やロケ地観光などを促進していきます。

○自然環境を活かした文化活動を推進します。

(例)

- ・『自然の回廊プロジェクト』\*の推進
- ・『逗子フィルムコミッション』の実施

#### (4) -③ 人的資源の発掘と連携

逗子は、明治の頃から避暑地として多くの文人などに愛され、現在も様々な分野で活躍している芸術家や専門家も少なくありません。また、積極的に地域において文化活動を行っている人も多く、このような人材の協力を得て、逗子にしかできない地域文化振興の取り組みを進めます。

○地域に根ざした様々な分野のアーティストや専門家を発掘します。

○様々な人的資源をつなぐネットワークづくりを進めます。

(例)

- ・市民交流センターにおける市民活動団体コーディネート機能の活用
- ・『逗子アートフェスティバル』を通じた人材の発掘・連携

## (5) 文化情報の収集と活用

～逗子アーカイブズを目指して～

市民だれでもが容易に市内・市外の文化情報を手に入れることができるような情報流通の仕組みを構築していきます。市民文化活動における様々な情報交換が可能になるような双方向の情報の流れを作るなど、情報によって文化活動がよりいっそう活性化する仕組みを検討していきます。特に、情報通信技術の目覚しい革新から様々な新しいメディアが開発されてきており、それらへの対応も大きな課題として取り組みます。

また、逗子の文化資源に関する情報として、文字情報だけでなく映像や音源などを集積して、活用できる仕組みを検討していきます。

### (5) -① 情報の収集・発信

文化活動に関する情報を収集し、発信することで文化活動を活性化します。

また、市民が自由に情報交流できるような環境を充実させていきます。特に情報通信技術の発展を見据え、新しいメディアやネットワーク環境での提供についても検討をしていきます。

- 他市の文化施設での催し等の情報をホール及び市民交流センターでも手軽に取得できるよう情報の収集に努めます。
- 各メディアに積極的に情報発信を行います。
- 新しいメディアを活用した情報提供の検討を行います。

(例)

- ホールにおける情報コーナーの設置
- イベントニュース等広報媒体の充実と活用
- ホームページの充実と活用

## (5) -② 情報のネットワークづくり

市内の活動団体、サークルなどの実態を把握し、一元的な情報としたり、市民が双方向に情報交換できる仕組みづくりを図ります。また、近隣市町と連携した、情報の広域ネットワークづくりなどを進めていきます。

○国際的な文化交流等も視野に入れ、近隣市町などの公共ホール、劇場、美術館、アートイベントなどとの連携を模索します。

○市内の文化活動団体の交流支援をしていきます。

(例)

- ・市民による文化活動や事業への後援、協力
- ・生涯学習に関する情報を掲載したガイドブックの作成・活用
- ・市民交流センターにおける市民活動団体コーディネート機能の活用
- ・市民活動や生涯学習に関するポータルサイト\*の活用

## (5) -③ (仮称) 逗子アーカイブズの構築

市内には逗子の文化の歴史を伝える、多くの文化資源、人材、歴史的資産、絵画、動画、写真などの作品や文化情報が存在しています。

これらを体系的に整理し、今後の文化活動に活用できるようにしていきます。

自然環境や歴史的・伝統的な文化はもとより、今日の文化芸術活動など逗子の文化に関する情報を体系的に収集・整理し、提供できる仕組みを構築していきます。

○点在する文化資源情報の収集・整理を進めるための基盤づくり（収集・整理に必要な知識や情報の蓄積等）を、市民と協働で行います。

○文化資源情報の収集・整理の方法について検討します。

○文化資源情報を整理し、将来的にはデジタル化、アーカイブ化により、市民が活用しやすい環境づくりにつなげます。

(例)

- ・文化情報アーカイブズの構築

## (6) 文化振興のための環境づくり

～まちに文化があふれるように～

文化振興基本条例に基づき策定される本基本計画を推進していくためには、市民と市がそれぞれの役割を認識し、協働により市民文化の創造を実現することが大切です。

近隣市町等との連携を視野に入れ、行政における推進体制の整備を行うとともに、ホールをはじめとする既存の施設の維持管理に努め、市民による自主的かつ主体的な文化活動が行える環境づくりを目指します。

### (6) -① 行政の文化振興体制の明確化と連携体制の整備

市民全体に文化の裾野を広げ、多様な文化活動を推進していくためには、行政においても組織横断的な取り組みが不可欠です。

- 文化振興所管課を中心として、関係部署との協力・連携を強化します。
- 文化を軸とした、行政の一体的、組織横断的な推進体制の確立を目指します。  
(例)
  - 組織の枠組みを超えた、総合的な庁内連携体制の整備

## (6) -② 施設・設備の充実等

ホールをはじめ市民が文化活動を行うための公共施設や設備について、いつでも安全かつ快適に利用できるよう適切な維持管理に努めます。また、市民の文化活動の多様化や文化の裾野を拡大するため、公共施設以外の活動スペースについて情報発信を行っていきます。

○ホールの管理運営について、多くの市民の意見を取り入れながら、改善を図ります。

○バリアフリー やユニバーサルデザイン等、誰もが利用しやすい環境づくりのため、施設や設備の計画的な修繕・改修に努めます。

○まちなかに点在する空きスペースや休眠中の市の施設等の情報収集・発信に努めます。

(例)

- ホールの適正な修繕・維持管理
- すべての人が文化に触れられるバリアフリー化とアクセスルートの明示
- 『逗子アートフェスティバル』における企画会場の拡大とPR

## (6) -③ 近隣市町との交流・連携

逗子市は東京から 50 km圏内に位置し、海などの自然を求めてくる来訪者も多く、市内外の交流は盛んです。市域を超えた広い視野で文化活動を捉え、広域的な施設の役割分担と連携を基本として、文化振興の環境を整えていきます。

○文化プラザが地域の文化活動、創造的活動の拠点となり、他の近隣市町との交流・連携を進めます。

(例)

- 近隣文化施設との定期的情報交換の実施
- 広域文化イベント等との連携、推進
- 近隣市町の文化施設との連携の研究

### III 計画の推進にあたって

#### 1. 推進体制

##### (1) 行政推進体制の整備

###### ○文化振興体制の強化

2014年度（平成26年度）にホールが指定管理者制度に移行したことにより、従来より市の文化振興を担っていた文化振興課がスポーツ課と統合され文化スポーツ課となりました。しかしながら文化振興基本計画に基づいた文化施策を推進していくためには、より広い視点から文化振興の推進体制を見直す必要があります。

文化振興所管課を中心として府内他部署との協力・連携を強化していきます。

###### ○文化プラザホールの役割

2005年（平成17年）に開館したホールは、2014年（平成26年）4月より指定管理者制度に移行し、現在民間事業者により管理運営されていますが、従来通り自主文化事業（ホール主催事業）の運営と一般利用者へのホール、ギャラリー、練習室等の貸出（以下「貸館業務」という。）を行うと共に、基本計画事業の実践の場として、また事業を通じて目標達成の牽引役としての役割を担い続けます。

そのため、文化振興所管課は定期的なモニタリングや指導、指定管理評価委員会等を通して、指定管理者が上記の役割を果たすようにいたします。

##### (2) 施設・拠点ネットワーク整備

###### ○施設間連携

計画の推進にあたって、市内と広域の主要施設間のネットワークづくりを行います。

###### ○広域連携

隣接市町との連携を図っていきます。また、隣接市町以外についても、エリアを限定せず、「文化によるまちづくり」という共通の視点を通じた連携を図っていきます。

### (3) 関係機関連携体制整備

#### ○市民との協働

基本計画に基づく、施策、事業等については、2012年度（平成24年度）から、市民との協働の組織である逗子市文化振興基本計画策定・推進会議を設置し、実施してきましたが、今後も継続します。

#### ○大学や関係機関、他自治体との連携

大学や、他の関係機関及び周辺自治体との幅広い提携を実現します。

## 2. 評価組織

基本計画に基づく施策、事業の評価については、2012年度（平成24年度）から、逗子市文化振興基本計画調査・評価委員会を設置し、的確に行ってきますが、今後も継続します。

## 3. 重点的に取り組む事業の設定

基本計画の目標「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」にむけて、計画体系に示した施策の方向性に沿って計画事業を立案し、実施していくことになりますが、2015年度（平成27年度）から2022年度（平成34年度）の8ヵ年において、特に4つの事業を重点的に取り組みます。

重点事業のうち、(1)は総合計画の実施計画に取りあげる最重要課題（リーディング事業）であり、市を挙げて他部署とも連携して取り組むものです。

また(2)及び(3)は、基幹計画に取りあげる事業として「共育プラン」に基づき関連部署とも連携して進めます。(4)については、今まで行ってきた事業や活動をさらに進め、将来へつなげていくものとして掲げるものです。

## 4. 4つの重点事業

### (1)『逗子アートフェスティバル』の継続くリーディング事業>

改定前の基本計画で、「基本計画の成果としての地域文化の創造を象徴する事業の展開」として重点事業に取りあげられていた逗子アートフェスティバルは、市民との協働の推進組織を中心に、2013年度（平成25年度）のプレアート

フェスティバルに引き続き、2014年度（平成26年度）には市制60周年の事業の一つとして実施されました。

このフェスティバルは「地域の文化を市民の手で拓く」という基本方針を具体的な形で示す、計画期間の中間におけるひとつの大きな成果ともいえるものです。今後も、客観的評価を踏まえた見直しを行い、その後も継続的な開催を目指します。

## （2）アウトリーチ活動の充実

子どもと文化芸術の出会いは子どもの成長と発達に大きく影響することが指摘されており、すべての子どもが文化芸術と望ましい出会いを実現したいと考えます。また、高齢者や障がい者なども含めて、文化に興味を持つ人ならばだれでも文化に触れる機会を得られるような、文化体験のバリアフリー化が求められています。

そこで小・中学校等でのアウトリーチ活動を引き続き実施するとともに、学校以外の公共施設、福祉施設等へのアプローチなど、広い世代を対象としてアウトリーチ活動の充実を進めていきます。

## （3）文化振興のための環境づくり

逗子市文化振興条例前文において、文化創造の主役は市民であり、市は市民の文化活動を広く支援し、必要な環境を整備する使命を負っていると定めています。

ホールの管理運営は、平成26年度から指定管理者に移行しましたが、民間のノウハウの活用により、本市の文化振興の拠点として一層の充実を図ります。

ホール指定管理者が企画運営する自主文化事業（演劇、音楽、ダンス、ワークショップ等々）については、優れた芸術を市民に提供し、また、市民の創作活動等に対する支援や協力を行うことが求められています。事業全体のバランスや収支を考慮しつつ、質の高い芸術を提供し続けられるよう、指定管理者との調整や事業に対する評価を行います。

また、ホールは開館から10年が経過し、今後は大規模修繕等が必須となってきます。将来にわたり、市民が、安全かつ安心して利用できるよう、計画的に修繕を行うなど適切な維持管理を行っていきます。

#### (4) 『(仮称) 逗子アーカイブス』の構築

地域を文化の視点から見直す活動を市民とともに進め、逗子の様々な地域文化資源を発掘、再確認し、広く知らしめ、文化活動として広げていくための基盤づくりをします。資料保存等に関して専門的な知識を有する人材をアドバイザーとし、公募などにより関心のある市民とともに検討グループを編成し、市民自身が、地域文化の収集、整理、公開の仕組みについて学びながら、プロジェクトの方向性を検討します。プロジェクトの推進にあたっては、関係所管部課と協力・連携して行なっていきます。

この成果を踏まえ、将来的に、市内に点在する文化資源や情報を収集・整理し、情報を体系化、一元化し、デジタル化による「(仮称) 逗子アーカイブズ」を構築し、市民に活用しやすくすることを目指します。

## 5. 事業計画

### (1) 『逗子アートフェスティバル』の継続<リーディング事業>

2015~2016 年度 (平成 27~28 年度)	2017~2019 年度 (平成 29~31 年度)	2020~2022 年度 (平成 32~34 年度)
・市民企画を中心としたフェスティバルの実施 ・トリエンナーレ方式によるフェスティバルの検討	・トリエンナーレ方式によるフェスティバルの実施	・トリエンナーレ方式によるフェスティバルの見直し及び実施

### (2) アウトリーチ活動の充実

2015~2016 年度 (平成 27~28 年度)	2017~2019 年度 (平成 29~31 年度)	2020~2022 年度 (平成 32~34 年度)
・小中学校等でのアウトリーチ活動の実施 ・公共施設、福祉施設等へのアウトリーチ活動の検討	・公共施設、福祉施設等へのアウトリーチ活動の実施	→

### (3) 文化振興のための環境づくり

2015~2016 年度 (平成 27~28 年度)	2017~2019 年度 (平成 29~31 年度)	2020~2022 年度 (平成 32~34 年度)
・質の高い自主文化事業の継続と適正なモニタリング	→	→
・中長期改修計画に基づく施設の修繕・改修の実施	→	→

### (4) 『(仮称) 逗子アーカイブス』の構築

2015~2016 年度 (平成 27~28 年度)	2017~2019 年度 (平成 29~31 年度)	2020~2022 年度 (平成 32~34 年度)
・検討グループの募集・設立 ・検討グループによるプロジェクトの方向性の検討	・「(仮称) 逗子アーカイブス」の構築に向けた検討	・「(仮称) 逗子アーカイブス」の構築

文化振興基本計画 資料編



# IV 資 料

## 1. 用語集

ページ	用語	意味
6	バリアフリー	障がいのある人、介助を必要とする人などに配慮し、できるかぎり建物などの物理的な障害を取り除いたり、運営やソフト面での障壁を取り去ることで、すべての人が文化芸術に触れ合う機会を持てるようにすること。
6	ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめまちや施設やモノ、情報などを設計、デザインしておくことをいう。
6	都市アイデンティティ	逗子の独自性とともに、市民が自分の暮らす都市としての自負と誇りをもてるような都市に対する意識を持つということ。
10	ソフトパワー	ここでのソフトパワーは、逗子の持つ文化的な魅力や文化を支える市民の価値観、多様な文化活動などが、経済的な規模などでは計れない、逗子という都市の発信力となっていくという考え方のことをいう。
12	アーカイブズ	アーカイブ（ズ）は、公記録保管所、公文書、または公文書の保管所（公文書館）、履歴などを意味し、記録を保管しておく場所のことをいう。 ここでは、記録し、整理し、保存するとともに、市民が容易に検索し、見聞きすることができるよう仕組みとして蓄積することをいう。
15	アートリテラシー	文化芸術を受け入れ、理解し、また、活用し、さらには創造する能力のこと。

16	社会参加・市民活動ポイント (Zen)	市民活動への参加意欲を高め、これまで活動に縁遠かった人を始めとして、より多くの市民が参加できる環境づくりに役立たせるためにスタートした制度。公共施設や商店街で買い物ができるカードと交換できる1枚100円相当のポイント券を、ポイント交付対象活動の参加者やボランティアスタッフに発行するもので、ポイント券は市民活動団体に寄付することもできる。
17	プラットフォーム	一般的には基盤や土台、根幹的な仕組みといった意味でつかわれ、ここでは様々な文化活動に共通する情報やノウハウ、場などを提供する、文化活動の基盤となる仕組みのことを指している。
19	ワークショップ	教える人教わる人という関係ではなく、参加者が体験し、自ら表現したり創り出したりする、学びうけるだけではない、創出、発露することを行う場や機会をいう。
19	アウトリーチ	手を差し伸べることが原義。文化の分野では、文化に触れることが少ない人、関心のない人などに対して、積極的に手を差し伸べ、文化とのふれあいを創出する活動を意味する。 一般的には、施設外での活動を指すことが多いが、施設内であるか外であるかは本来の意味ではない。
21	自然の回廊プロジェクト	逗子の豊かな自然を多くの人に親しんでもらえるように、市民と協働で自然を結ぶ散策コース（回廊）の整備を行う取組み。
21	フィルムコミッショナ	フィルムコミッショナは、映画等の撮影場所誘致や撮影支援をする公的機関で地域経済の活性化を図ることを目的としている。 逗子市では、経済観光課内に設置されている。
23	ポータルサイト	インターネットの入り口となる巨大なウェブサイトのこと。ここでは、市民活動や生涯学習に関するホームページへのリンク

		などをまとめたウェブサイトのことを指す。
--	--	----------------------



## 逗子市文化振興基本計画

＜平成26年度改訂版＞

～「文化と自然がつむぐ活力あるまちの実現」に向けて～

発 行 逗子市教育委員会

発 行 日 2015年（平成27年）3月

編集/印刷 逗子市市民協働部文化スポーツ課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

TEL : 046-873-1111 (代表)